

漏水防止の作業手順

項 目	内 容	留 意 事 項
準 備 工	<ul style="list-style-type: none"> 作業打合せ(KY活動) 規制及び作業内容等の確認 保護具の確認 使用機械、資材、工具の点検 高所作業車の持ち込み点検 墜落制止用器具(ハーネス型・胴ベルト型)の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書により確認及びKY活動実施 作業員全員への周知徹底 作業別安全チェックシートの活用 作業車の安全装置の確認 バケット内部に落下物防止ネットの取付 機材、道具類落下防止の確認 点検簿により確実に実施し、不備があれば担当者へ報告し交換 ※一般道の場合には道路使用許可申請書に記載の規制材を設置する。
高所作業車の設置	<ul style="list-style-type: none"> 現場KY活動の実施。 高所作業車または、トラックの荷台に枠組み足場を設置する。 枠組み足場は、チェーンロック等でトラックの端部4点に確実に固定を行う。 バケット上昇時には架空線、構造物の凹凸等に十分注意し所定の高さまで上昇させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業車の設置は、平坦な場所に必ず敷き板を使用。 アウトリガー最大限張出し・地切確認・挟まれ防止ホール設置。 手摺、昇降設備を設置する。 有資格者による、機械作業を行う。 架空線、構造物等明示し、注意喚起する。
既設漏水シート取外し	<ul style="list-style-type: none"> 既設の漏水シートを外す際、落下しないよう十分に注意する。 小物を外す際は、たも網などで落下防止を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 車線上の作業は規制車線からはみ出して作業をしない。 墜落制止用器具等を着用し、確実に使用する。(別紙、条件参照) 工具等を落とさないよう、ロープを取付落下防止処置を行う。 保護具を使用する。(保護メガネ・耐切削用手袋等)
漏水シート取付	<ul style="list-style-type: none"> 漏水シートの取付位置を決める。 アンカー孔の削孔時に通行車にほこり破片等落とさないよう通行していないときに行う。 漏水シートの両端をフラットバーとアンカーホールを使用して固定する。 漏水シートの設置は流す方向を考慮し勾配をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 車線上の作業は規制車線からはみ出して作業をしない。 墜落制止用器具等を着用し、確実に使用する。(別紙、条件参照) 削孔作業はマスク、メガネ等保護具を使用する。 工具等を落とさないよう、ロープを取付落下防止処置を行う。 削孔時にほこり破片等落とさないよう通行状況の確認をする。 鋼材切断時は高速切断機を使用する。 やむを得ずディスクサンダーを使用するときは、状況に応じた保護具、防護衣を着用する。
後片づけ	<ul style="list-style-type: none"> 使用した道具、機材をトラックに積み込む。 高所作業車のキャビン上部や荷台などにコンクリート片などが無いか確認及び清掃する。 最後に現場道路上を竹ぼうき等で清掃を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。 荷台などに資機材の置き忘れがないか確認する。

作業編成(標準)		機材		資材	安全器具・保護具	
作業責任者	1名	発電機	工具類		ヘルメット	保護メガネ
現場監視員	1名	ハンマードリル	高速切断機・ディスクサンダー		反射(自発光)チョッキ	防塵マスク
作業員	2名	投光器・インパクト	高所作業車		黄旗	耳栓
交通誘導員	道路事情による	コードリール	枠組み足場		赤白旗	墜落制止用器具
					警笛	耐切削用手袋

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者に報告・相談する。

■注意事項(共通の指導事項)

- 1.有資格者による、機械作業を行う。
- 2.機械設置個所の安全確保を確実にを行う。
- 3.作業に合った保護具を使用する。特に**墜落制止用器具**は、確実に使用する。
- 4.消火器を設置する。
- 5.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
- 6.一般道規制の際は、監視員配置等、安全に必要な措置を講じる。
- 7.一人作業の禁止

■条件

- ①5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合は、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ②作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所では作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- ③ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ④巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下でしようする場合には、落下時に地面に到達しない場合にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。